情 個 審 第 ２ ９ 号
令和５年１１月３０日

茨城県教育委員会
教育長　森作　宜民　殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長　亀田　哲也

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和５年３月１５日付け教改諮問第１号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定の個人等が作成した書面等」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第２０８号）
（情報公開答申第１７８号）

第１　審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。

第２　諮問事案の概要

１　行政文書の開示請求

令和４年７月２０日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成１２年茨城県条例第５号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、茨城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇〇

該事案により○○○○○○○○○○○○○○○○事に対し、○○○○○○○○○○として不服を申し立てた際の行政文書

その上で、実施機関は、本件行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け教改指令第１２号により、審査請求人に通知した。

実施機関は、当該通知において、本件処分の理由として、本件開示請求に係る開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）の記載により、○○○○○○○○等であれば特定の個人を識別することができるとともに、本件行政文書の存否を答えること自体が、特定の個人による審査請求や訴訟等の有無を明らかにするものであることから、本件行政文書の存否を答えることは、条例第７条第２号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので、存否を答えることはできない旨を示した。

また、実施機関は、本件処分の理由として、訴訟記録の閲覧制度や裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保すること等の基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的な判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできないことから、仮に特定の個人が訴訟を提起しているとしても、本件開示請求に係る情報は、同号ただし書アの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない旨を示した。

３　審査請求

令和４年８月１３日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

（１）存否応答拒否の理由には当てはまらない。

（２）本件開示請求に係る情報は、条例第７条第２号ただし書アの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である。

（３）上記（１）及び（２）のことから、本件行政文書の開示を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が、○○○○○○○事案につき、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○特定の個人の氏名、性別○○○○が判明している。

よって、特定の個人の氏名○○○等も隠すべき事実ではない。

そして、新聞・マスコミ報道により、特定の個人が○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○訴訟を○○○裁判所に提起していることを知り、事実を確認したところ、実施機関は、訴訟の存在を認めている。審査請求人は、○○○裁判所に、特定の個人が茨城県を相手取り、○○○○訴訟を提起していることを確認している。

よって、特定の個人が原告で茨城県が被告の○○○○○○訴訟が存在するのは明らかである。

また、それを補強するように、審査請求人が実施機関に確認したところ、茨城県が○○○○訴訟の被告になっていること及び○○○○訴訟の口頭弁論前であることを認めている。審査請求人は、公開の裁判になったときは、傍聴を予定している。

よって、県が事実関係を隠匿（不開示と）したとしても、法廷で全てが明らかとなるので保護に値せず、マスコミによる情報操作があるので情報を正確に理解するため、内容を知ることは必要である。単にいたずらに、情報公開請求をしているものではない。実施機関にも、その旨伝えている。

訴訟が提起されたのならば、公開の法廷で全てが明らかになるわけで、本件開示請求に係る情報は、条例第７条第２号ただし書アの「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であることは否定することはできない。○○○○訴訟の提起は、関係者はもちろんのこと、○○○○○○○○○○○○○○○○○当該事件に関心を持つ者に周知の事実であり、訴訟自体を隠す理由もなく、存否応答拒否も当たらない。

第４　実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

１　弁明の趣旨

本件処分に、違法又は不当な点はないと考える。

２　本件処分の理由

条例第７条第２号は、本文前段において、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」については、不開示情報として、開示すべき情報から除外されることを定めている。

ただし、同号ただし書アにおいて、「慣行として公にされ、又は公にする

ことが予定されている情報」については、不開示情報の対象外としている。
本件開示請求においては、特定の個人の氏名は記載されていないものの、〇〇〇〇〇〇〇〇社会的影響が大きな事案に係るものであることから、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇関係者や周辺住民等であれば、特定の個人を識別することができるものであり、同号本文前段に該当するものと認められる。
また、本件開示請求は、特定の個人が〇〇〇〇〇〇〇を不服として行った審査請求や訴訟等に係る行政文書の開示を求めるものであることから、本件行政文書の存否を答えることは、特定の個人が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を不服として審査請求や訴訟等を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。
このことについて、審査請求人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇により、特定の個人の氏名〇〇〇等は明らかになっていることから、特定の個人の氏名〇〇〇等を不開示とする理由はない旨主張しているが、本件処分において不開示としたのは、特定の個人の氏名〇〇〇等ではなく、本件存否情報である。
また、審査請求人は、マスコミ報道によって本件存否情報を知った旨主張しているが、マスコミ報道は、マスコミが必要と認めた一部の情報を報道するものであるとともに、独自の取材・編集に基づき報道されるものであることから、マスコミにより本件存否情報が報道された事実があるとしても、このことをもって、本件存否情報が、同号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとは認められない。
さらに、審査請求人は、事実関係は県が隠匿（不開示と）したとしても、法廷で全てが明らかとなるので保護に値しない旨主張しているが、裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的な判断の下に実施されているものであることから、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、本件存否情報が、同号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとは認められない。
加えて、審査請求人は、審査請求人からの問合せに対して実施機関が訴訟の存在を認めている旨主張しているが、仮にそのような対応があったとしても、行政として裁判の公開の理念に沿った対応をとったものであり、上記と同様に、本件存否情報が、同号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとは認められない。

以上により、本件行政文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は、同号に該当するものであることから、条例第１０条の規定に基づきその存否を明らかにしないで行った本件処分は、妥当である。

３　結論

以上のことから、本件処分は、条例に基づいて行った適正な処分である。

第５　審査会の判断

当審査会は、本諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

１　本件行政文書について

本件行政文書は、仮に存在するとすれば、特定の個人が、○○○

載されていると認められる。

そして、本件開示請求書には、特定の個人の氏名は記載されていないものの、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の名称が記載され、特定の個人が○○○○○○○○○であった旨が記載されている。

また、○○年○○月○○日付けの○○○○○○は、少なくとも同日以降、○○○のホームページ上で公表されていることが認められるところ、当該○○○○○には、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の名称が記載されている。

これらのことから、本件開示請求書に記載されている○○○○○○○○○年月日、○○○○○○○○○○○○○○○○の名称○○○○の情報と、当該○○○○○に記載されている情報、○○○○○に配付等された○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の氏名が記載された○○等の資料により得られる情報等とを照合することにより、特定の個人を識別することができると認められる。

したがって、本件存否情報は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第７条第２号本文の個人に関する情報に該当するものと認められる。

ウ　次に、本件存否情報が、条例第７条第２号ただし書のアないしウに該当するか否かについて検討することとする。

（ア）条例第７条第２号ただし書ア該当性について

審査請求人は、マスコミ報道により、特定の個人が○○○○○○○○○○○○○○○○○訴訟を○○○裁判所に提起していることを知った旨主張している。

しかし、東京高等裁判所平成２３年７月１４日判決においては、「訴訟の当事者である個人の氏名が報道されることがあるとしても、これは、当該報道機関が、独自の取材に基づき、その報道に関する方針等に従って、報道することが適当と認めるものを選択して報道しているにすぎず、訴訟の当事者である個人の氏名一般について、これが慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているということはできない。」と判示されており、本件存否情報についても同様に、報道があったとしても、そのことをもって、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは認められない。

また、審査請求人は、実施機関及び○○○裁判所に○○○○○○○○○○○○○訴訟の存在を確認した旨主張しているが、仮にそのような事実があったとしても、訴訟事件の当事者以外の者が実施機関又は裁判所に当該訴訟事件の有無を問い合わせた場合に、常にその有無に係る情報が提供されるとする趣旨の法令の規定や、慣行があるとまでは認められないから、本件存否情報が、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとは認められない。

上記のとおりであることから、本件存否情報は、条例第７条第２号ただし書アには該当しない。

（イ）条例第７条第２号ただし書イ該当性について

本件存否情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると判断すべき特段の事情があるとは認められないことから、条例第７条第２号ただし書イにも該当しない。

（ウ）条例第７条第２号ただし書ウ該当性について

○○○裁判所平成○○年○月○○日判決においては、「○○○○○○○○○○○○○

これを本件についてみるに、上記（１）のとおり、本件存否情報は、条例第７条第２号の不開示情報に該当するところ、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件存否情報を開示することとなると認められる。

よって、実施機関が、条例第１０条の規定により本件行政文書の存否を明らかにしないで行った本件処分は、妥当であると認められる。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

４　結論

以上により、「第１　審査会の結論」のように判断する。

第６　審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年　　月　　日	内　　容
令和５年　３月１５日	諮問受理
令和５年１０月２０日	審査（令和５年度第７回審査会第一部会）
令和５年１１月２７日	審査（令和５年度第８回審査会第一部会）